

インフルエンザの出席停止期間について

＜自宅療養期間終了の目安＞

保育園内の感染拡大を防止するために「学校保健安全法」により以下の出席停止が決められていますので守って下さるようお願い致します。

「発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」

※発症当日・解熱当日を0日とカウントします。

例えば、

10日 発熱 →発熱0日

11日 受診「インフルエンザ」と診断される。熱は38℃代が続く。

12日 朝37.9℃ 夜36.5℃に下がる。

13日 朝から夜まで熱なし。 →解熱0日

14日～16日 この3日間は自宅でお休みして下さい。

※16日→発症後5日間経過しているが、解熱後3日経過していないため登園不可となります。

17日 登園できます。ただし、「治癒証明書」もしくは「インフルエンザ療養経過表（インターネット・島名杉の子保育園・看護よりダウンロードできます。医師ではなく保護者の方がご記入ください。）」を必ず提出してからとなります。

日	熱の有無	発症	解熱後
10	発熱	0日	
11		1日	
12		2日	
13	解熱	3日	0日
14		4日	1日
15		5日	2日
16			3日
17			登園可能

○熱が下がっているだけではなく、下痢や嘔吐もなく、食事や水分も普段通りにとれることも大切ですね。

○熱や嘔吐などうつる可能性のあるご家族がいる場合、園児は裏玄関から職員がお預かりしますのでインターホンを押してお待ちください（朝8時前は職員が少ないため登園時に電話をし0・1歳児はテラスから、幼児は正面玄関で職員がお預かりします）。